

構内電話交換設備保守点検業務仕様書

1 業務概要

(1) 件 名

香川県三豊合同庁舎構内電話交換設備保守点検業務

(2) 履行場所

香川県観音寺市坂本町七丁目3番18号 香川県三豊合同庁舎

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）構内交換設備による。

(5) 対象業務

別紙1のとおり

2 仕 様

(1) 業務の内容

次に定めるところにより実施する。ただし、軽微な事項及び本仕様書に定めのない事項については、委託者が管理上必要と認めた場合は、その指示により点検等を行うものとする。

①定期点検

構内電話交換設備が常に正常な状態を維持するため、次表により定期試験、点検及びその他必要な処理を行い、障害の発生を未然に防止するとともに、障害の完全修理、計画的予防保全を行うものとする。

作業項目及び周期

種別	試験及び点検内容	周期
交換装置	対県庁等防災回線経由内線呼び出し試験	3ヶ月に1回
	自局内トランク機能試験	3ヶ月に1回
	局線トランク機能試験	3ヶ月に1回
	保留・転送機能試験	3ヶ月に1回
	警報及び特殊トランク機能試験	3ヶ月に1回
電源装置	個別電圧（平常時、停電後1時間）	3ヶ月に1回
	蓄電池、整流器清掃	3ヶ月に1回
内線その他	床上布線点検整備	3ヶ月に1回
	ダイヤル、電話機コード点検整備	3ヶ月に1回
	内線側絶縁試験	年1回

②不定期保守

ア 障害修理

委託者から障害発生の通知があった場合は、直ちに技術者を派遣し、修理を行うこと。

イ 内線変更、増設、移転（配線等工事を伴うものは除く。）

委託者から内線設備の変更等の必要の連絡があった場合は、日程等を協議して施工すること。

ウ メモリ電池の交換

取り替え周期に注意して、障害の起こらないよう交換し、記録しておくこと。

エ 回線準備

委託者から、庁舎内に端末機器及びデータ回線構成等のため、電話ケーブル回線の準備の必要の連絡があった場合は、日程等を協議して準備すること。

(2) 設備資料、図面の整備と保存

加入者設備原簿、内線現況表、保守点検結果報告書、図面、配線表（端子番号表等）、工事完成図面等を常に整理して、交換機室に備えておくこと。

なお、業務実施後は報告書を作成し、委託者に提出すること。

(3) 業務の記録

次の管理用記録書類を整備し保管する。

①作業計画・報告書類

②業務記録

③施設管理担当者との打合せ記録簿

(4) 契約履行体制の確認

業務の実施に先立ち資格者から業務に従事する技術者を選任し、書面により報告すること。

なお、業務従事者に変更があった場合も同様とする。

(5) 業務条件

業務の実施時間帯は原則として次のとおりとするが、支障のある場合は委託者と協議する。実施日は、委託者と協議する。

①平日（開庁日：月曜日～金曜日（休日を除く））

午前8時30分から午後5時まで

②休日（閉庁日：土・日曜日及び休日、年末年始（12月29日～1月3日））

午前8時から午後5時まで

(6) 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物・廃液の処理費用は受注者の負担とする。

(7) 業務の検査

施設管理担当者の指示に従い支払いに伴う履行検査を受ける。

(8) 駐車場の利用

施設内の駐車場を利用できる。

(9) 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

①業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費

②業務の実施に必要な工具、計測機器等（機器に附属しているものを除く）

③業務に必要な消耗部品、材料、油脂等

④文具等の事務消耗品

⑤日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

(10) 修理計画書

次年度に機器・装置の取替及び修理が必要（簡易なものを除く）なものについて、別紙2を令和8年10月末までに提出すること。

(11) 維持管理のための情報提供サービス

委託者による日常管理のために、安全確保・正しい利用方法、関係法令改正の連絡等の情報提供サービスを行うこと。

対象設備一覧

別紙 1

機器名称	形式・仕様	メーカー	設置場所		設置台数	対象業務
			階	室名		
1 構内電話交換設備	機種名 : デジタル電話交換機 局線数 : アナログ回線 6 (最大8) 公衆IP回線 30 (最大46) 専用線数 : 6 (最大12) アナログ内線数 : 28 (最大48) 多機能内線数 : 149 (最大160) ページング 1 庁内放送 : 1回線	日本電気(株)	1	電話交換室 等	1式	保守点検業務

翌年度構内電話交換設備修理計画書

要補修箇所	補修方法(予定)	備考

当該調書に記載する事項は、次のとおりとする。

- ・高額な修理(概ね50万円以上)になるとと思われるものを記載する。
- ・消耗部品に該当するものは除く。